

北陸地方における地方都市再生に向けた整備等に関する調査業務説明書

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

持続可能な都市として維持・継続していくためにコンパクトシティの構築が求められて久しい。人口減少・高齢化が進み、人口構成を大きく変えていく局面に突入している北陸地方においては、すでに中心市街地において主要な商業機能の撤退等が見受けられ、持続可能な都市へと再構築していくことが喫緊の課題となっている。

北陸地方の都市の顔たる中心市街地は、今後の限られた人口・投資を踏まえると、旺盛な床需要を前提とした再開発事業は成立しない。さらには、老朽化した既存ストックが多々現存する構造的課題や、市町村合併等により膨らんだ公的資産の活用などの複合的な視点で捉える必要がある。以上のことから、都市の再構築にあたっては、極めて戦略的な取り組みを進めるべきである。

そこで、本業務は、北陸地方における地方都市再生に関する調査・分析をした上で、北陸地方にふさわしい整備のあり方を検討し、地方公共団体が取り組む地方都市再生に役立てることを目的とする。

(2) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

- 1) 北陸地方におけるまちなか居住に向けた整備等のあり方検討
- 2) 都市再生に向けた整備、市民団体などの取り組み事例等調査
- 3) 北陸発まちなか居住推進協議会の運営補助
- 4) 1)、2)を踏まえた北陸地方における地方都市再生のための総合的な支援策の手引き「北陸発まちなか再生のすすめ」の改訂
- 5) 報告書の作成

本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す1つの事項である。

市場ニーズを反映したまちなか居住に向けた整備等のあり方検討にあたっての留意点

(3) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の翌日～平成28年3月14日

(4) 業務実施上の条件

- 1) 参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

①同種又は類似業務等の実績

参加表明書を提出する者は、平成17年度～26年度に元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した下記 [1] 若しくは [2] の実績を有すること。(再委託による業務の実績は含まない)

設計共同体的場合は、構成員が分担する業務について下記 [1] 若しくは [2] の実績を1件以上有すること。

[1] 同種業務：国、都道府県、政令市、市町村発注の中心市街地活性化又は既成市街地に関する業務

[2] 類似業務：国、都道府県、政令市、市町村発注の都市計画に関する業務

- ② 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備

局委託業務等成績評定要領」(平成14年9月5日付け国官技第142号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成20年9月26日付け国官技第126号)及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成23年3月28日付け国官技第361号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

- ③ 北陸地方整備局発注(港湾空港関係事務に関するものを除く)の平成23年度～26年度に完了した土木関係建設コンサルタント業務の企業成績評定の平均点が、60点以上であること。

なお、当該期間の北陸地方整備局発注業務の業務成績を評価できない場合は、この限りではない。

- 2) 配置予定技術者の資格に対する要件は、以下のとおりとする。

以下のいずれかの資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定(旧建設大臣を含む。以下同じ。)(土地・建設産業局(旧総合政策局も含む。以下同じ。))建設市場整備課)を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

選定通知の日は平成27年8月12日(水)を予定する。

- ① 予定管理技術者、及び予定担当技術者に求める資格

予定管理技術者が以下の要件を満たさない場合は、技術提案書の提出者として選定されない。

予定担当技術者については以下の要件を満たさない者でも配置可能であるが、技術提案書を特定するための評価のウェイトは0点となる。

- ・技術士(総合技術監理部門ー建設)
- ・技術士(建設部門)
- ・RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- ・土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)

- 3) 配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

- ① 予定管理技術者

予定管理技術者は、1)参加表明書の提出者に対する要件に示される実績を有すること。(再委託による業務の実績は含まない)ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。

- ② 予定担当技術者

予定担当技術者は、平成17年度～26年度に完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した下記[1]、[2]の実績を有していれば優位に評価する。担当技術者が複数の場合には、各担当技術者がそれぞれ担当する業務内容に対応する下記の実績を有していれば優位に評価する。(再委託による業務の実績は含まない)ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。

[1] 同種業務：国、都道府県、政令市、市町村発注の中心市街地活性化又は既成市街地に関する業務

[2] 類似業務：国、都道府県、政令市、市町村発注の都市計画に関する業務

4) 手持ち業務量

手持ち業務量とは、平成27年7月23日現在で、管理技術者等又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の全ての業務（全ての発注機関の全ての業種）を言う。但し、照査技術者としての業務は除く。

なお、平成27年7月23日現在の手持ち業務量には、本業務は含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。（以下、同じ）

① 予定管理技術者

全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

予定価格1,000万円を超える業務については、平成27年7月23日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

その上で、予定管理技術者等（土木関係建設コンサルタント業務においては管理技術者、測量又は地質調査業務においては主任技術者、補償コンサルタント業務においては主任担当者をいう。）が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、選定しないものとする。

特定までの間に、予定管理技術者等が上記の手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を書面（様式は自由）で報告するものとし、契約の相手方として特定しないものとする。

本報告をせずに特定された場合には、その特定を取り消すとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、特定後契約までの間に、上記の手持ち業務量の制限を超えた場合には、特記仕様書、履行期間中の手持ち業務量の取り扱いと同様とする。

② 予定担当技術者

全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

また、特定後契約までの間に、上記の手持ち業務量の制限を超えた場合には、特記仕様書、履行期間中の手持ち業務量の取り扱いと同様とする。

(5) 電子入札システム対象業務

本業務は、資料の提出等を電子入札システムにより行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難いやむを得ない理由がある場合には、別紙の紙入札方式参加承諾書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

(6) その他

本業務の契約書(案)及び特記仕様書(案)は別冊のとおりである。

なお、予定価格が1,000万以上の場合、本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務となる。

(7) 本業務は、若手技術者の育成支援を目的として、予定管理技術者の随行者として予定担当技術者に代えて技術提案書提出者と直接的雇用関係がある若手技術者を技術提案書のヒアリングに参加させたい場合、技術提案書提出者からの申し出により参加を認める試行業務である。

2. 担当部局

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1
 北陸地方整備局 総務部 契約課 専門員
 電話：025-280-8880（代表）
 FAX：025-280-8823

3. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添-1（様式-1～8、A4判）に示されるとおりとする。
 なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 参加表明書内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
予定管理技術者の 経歴等	<ul style="list-style-type: none"> • 配置予定の管理技術者について、経歴等を記載する。 • 設計共同体により業務を実施する場合には、代表者が監理技術者を配置すること。 • 「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成17年度～26年度に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）を対象とする。 ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 • 記載する業務数は、1件とする。 • 手持ち業務は平成27年7月23日現在、国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものも含めすべて記載する。 手持ち業務とは以下のものを指す。 ○ 予定管理技術者：500万円以上の全ての業務。但し、照査技術者として担当している業務については対象外とする。 • プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 特定後未契約業務は、参考見積金額を契約金額に読み替えるものとする。 • 北陸地方整備局発注（港湾空港関係事務に関するものを除く）の平成24年度～27年度（表彰年度）の建設コンサルタント等業務の優良技術者表彰について記載する。表彰実績を記載した場合は、必ず表彰状の写しを添付すること。なお、写しがないものは評価しない。 • 記載する様式は様式-2とする。 • 予定担当技術者に関する資料は、技術提案書提出時に提出すること。
予定管理技術者の 同種又は類似業務 等の実績	<ul style="list-style-type: none"> • 様式-2に記載した、「同種又は類似業務」等の実績について記載する。 ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 • 記載する業務数は、1件とする。 • 参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式－3とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載する。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・設計共同体により業務を実施する場合及び当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は業務実施体制について記載する。 ・設計共同体により業務を実施する場合は、下記事項に留意の上、業務の分担について記載すること。備考欄に設計共同体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。 ①設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。 ②各構成員は実施する分担業務に応じて、各構成員毎に1名以上最大8名までの担当技術者を配置できる。 ③一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－4、8とする。
企業の同種又は類似業務等の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書の提出者が過去に受注又は実施した「同種又は類似業務」について記載する。 ・「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成17年度～26年度に元請けとして完了した、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した業務（再委託による業務の実績は含まない）とする。 ・記載する業務数は、1件とする。 ・設計共同体の場合は各構成員毎に1件とする。 ・記載様式は様式－5①とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載する。
優良業務表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸地方整備局発注（港湾空港関係事務に関するものを除く）の平成26年度、27年度（表彰年度）の優良業務表彰について様式－5②に記載する。表彰実績を記載した場合は、必ず表彰状の写しを添付すること。なお、写しがないものは評価しない。
予定管理技術者の過去10年間の北陸地方整備局、周辺での受注実績	<ul style="list-style-type: none"> ・予定管理技術者の平成17年度～26年度に完了した北陸地方整備局、周辺での業務実績（再委託による業務の実績は含まない）について記載する。 ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 ・北陸地方整備局、周辺での業務実績は、国、都道府県、政令市の公共事業を実施する機関の発注の業務とする。 ・記載様式については、「予定管理技術者」は「様式－6」とする。

4. 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）によること。これ以外の方法での提出は無効とする。

電子入札システムにより参加表明書を提出する場合は、配布された様式により以下のファイル形式で作成を行うものとする。

- ・Microsoft Office Word (Word2010形式以下のもの)
- ・Microsoft Office Excel (Excel2010形式以下のもの)
- ・Just System 一太郎 (一太郎Government6形式以下のもの)
- ・PDFファイル

複数の申請書類は、1つのファイルにまとめ、ファイル容量は3MB以内で作成すること。なお、圧縮することにより1つのファイルにまとめたものは、1つのファイルの提出(圧縮ファイルの中に複数のファイル及びファイル形式が混在していても良い。)として認める。ただし、圧縮ファイルの形式は、lzh形式のみを認める。

また、やむを得ず3MBを超える場合は、必要書類一式（電子入札システムとの分割は認めない）及び必要書類一式を保存したCD-ROM等を郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出するものとし、電子入札システムにより次の内容を記載した書面のみを送信すること。

- 1) 郵送する旨の表示
- 2) 郵送する書類の目録
- 3) 郵送する書類のページ数
- 4) 発送年月日

参加表明書表紙の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので、不要である。ただし、紙入札方式による場合又は指定の容量を超えて郵送による場合は押印すること。

契約書などの印がついているものは、スキャナー等で読み込み、PDF、JPEG等のファイル形式に変換して提出するものとする。

プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。

なお、送信された参加表明書のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(2) 関連資料

1) 契約書の写し

同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。

なお、関連資料が不十分等、配置予定管理技術者の実績が確認できない場合は、選定しない。

2) 優良技術者表彰又は優良業務表彰の実績が記載されている資料の写しを提出すること。

なお、実績が記載されている資料の写しが提出されなかった場合は、評価しない。

3) 配置予定技術者の平成17年度～26年度までに完了した業務のうち、設計共同体での業務実績がある場合は、成績評定点を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務実績確認書等の写し）を添付すること。（ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。）

なお、関連資料の添付が無い場合、確認できない実績は評価しない。

- 4) 配置予定技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。
- 5) 担当技術者に関する資料は、技術提案書提出時に提出すること。

(3) 提出先

2. に同じ

(4) 受領期限

平成27年8月3日(月)17時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、郵送する場合は、平成27年8月3日(月)17時00分までに必着とする。

5. 説明書等の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、1)の期間内に、電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札方式による参加希望者は、2)に、3)の期間内に文書（書式自由、ただし規格はA4判）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）すること。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

1) 電子入札システムによる受付期間

① 参加表明書に係る質問

平成27年7月23日(木)から平成27年7月28日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 技術提案書に係る質問

平成27年7月23日(木)から平成27年8月20日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

③ その他の質問

平成27年7月23日(木)から平成27年9月18日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

2) 紙入札方式による受付場所

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1

国土交通省 北陸地方整備局 総務部 契約課 専門員

TEL 025-280-8880 (代表)

FAX 025-280-8823

3) 紙入札方式による受付期間

① 参加表明書に係る質問

平成27年7月23日(木)9時00分から平成27年7月28日(火)17時00分までに必着

② 技術提案書に係る質問

平成27年7月23日(木)から平成27年8月20日(木)17時00分までに必着

③ その他の質問

平成27年7月23日(木)から平成27年9月18日(金)9時00分から17時00分までに必着

- (2) 電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の参加表明書及び技術提案書を無効とすることがある。

紙入札方式による場合に限り、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

- (3) 質問に対する回答は原則として、質問を受理した日から7日間（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより行い、紙入札方式による参加者に対しては、電送又は電子メー

ルで行う。ただし、質問を受理した日から参加表明書、技術提案書及び見積書の提出期限までの期間が7日間に満たない場合は、次の①～③に示す日までに回答を行うものとする。

- ① 参加表明書に係る質問に対する回答：参加表明書提出期限日の2日前
- ② 技術提案書に係る質問に対する回答：技術提案書提出期限日の3日前
- ③ その他の質問に対する回答：入札執行日の3日前

6. 技術提案書の提出者に要求される資格要件および技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書を提出しようとする者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業又はイに掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

ア. 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における平成27・28年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けているものであること。
- 3) 参加表明書の提出期限の日から随意契約見積もり提出時まで、北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

イ. 設計共同体

以下に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年7月23日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長から北陸地方における地方都市再生に向けた整備等に関する調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

- 1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における平成27・28年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を設計共同体を構成する構成員それぞれが受けている者であること。
- 3) 参加表明書の提出期限の日から随意契約見積もり提出時まで、北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 入札参加者間の公平性

技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による

会社等をいう。以下同じ。) である場合は除く。

(イ)親会社と子会社の関係にある場合

(ロ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

なお、本業務に参加できないにもかかわらず、特定に至った場合においては、指名停止要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(3) 技術提案書の提出者を選定するための基準

設計共同体の場合は、構成する者の評価の平均により評価する。

1) 企業の評価

評価項目	評価の着目点			評価のウエイト	
	資格要件	技術部門登録	判断基準		
参加表明者の経験 び能力	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	(様式-7) 下記の順位で評価する。 ① 当該業務に関する部門の登録（土木関係建設コンサルタント業務にあつては建設コンサルタント登録、地質調査業務にあつては地質調査業者登録）有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。 ② ①以外	① 5 ② 0
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	(様式-5)① 下記の順位で評価する。 ① 平成17年度～26年度に元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した同種業務の実績がある。 ② 平成17年度～26年度に元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は選定しない。	①10 ②6 ③非選定
			過去4年間の業務成績	北陸地方整備局発注（港湾空港関係事務に関することを除く）の平成23年度～26年度に完了した建設コンサルタント業務の企業成績評定の平均点を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 79点以上80点未満 ③ 78点以上79点未満 ④ 77点以上78点未満 ⑤ 76点以上77点未満 ⑥ 75点以上76点未満	①30 ②28 ③26 ④24 ⑤22 ⑥20
成績・表彰					

			<p>⑦ 74点以上75点未満 ⑧ 73点以上74点未満 ⑨ 72点以上73点未満 ⑩ 71点以上72点未満 ⑪ 70点以上71点未満 ⑫ 69点以上70点未満 ⑬ 68点以上69点未満 ⑭ 67点以上68点未満 ⑮ 65点以上67点未満 ⑯ 60点以上65点未満 ⑰ 60点未満</p> <p>なお、当該期間の北陸地方整備局発注業務の業務成績を評価できない場合には加点しない。</p>	<p>⑦18 ⑧16 ⑨14 ⑩12 ⑪10 ⑫8 ⑬6 ⑭4 ⑮2 ⑯0 ⑰非選 定</p>
		過去2年間の優良業務表彰の有無	<p>(様式-5)② 北陸地方整備局発注（港湾空港関係事務に関するものを除く）の平成26年度～27年度（表彰年度）の土木関係建設コンサルタント業務の優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり</p> <p>ただし、平成26年度～27年度（表彰年度）優良業務表彰の認定の翌日から参加表明書の提出期限までに、北陸地方整備局長から文書注意以上の措置を受けた場合は、優良業務表彰の加点をしない。</p>	<p>①5 ②3</p>
	事故及び不誠実な行為	北陸地方整備局長から参加表明書提出期限日において、以下の措置を受けている期間である場合、下記の順位で評価を減ずる。	<p>① 文書注意（発せられた日から2ヶ月間） ② 口頭注意（発せられた日から1ヶ月間）</p>	<p>①-5 ②-3</p>

2) 予定技術者の評価

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト
	資格要件	技術者資格等	判断基準	
予定管理技術者の経験及能力	資格要件	技術者資格等	<p>技術者資格等、その専門分野の内容</p> <p>(様式-2) 下記の順位で評価する。 ① 技術士資格（総合技術監理部門-建設又は建設部門）を有する。 ② R C C M、土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ③ ①②以外は選定しない。</p>	<p>①5 ②3 ③非選 定</p>
	専門技術力	業務執行技術力	<p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容</p> <p>(様式-2、3) 下記の順位で評価する。 ① 平成17年度～26年度に完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した同種業務の実績がある。 ② 平成17年度～26年度に完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した類似業務の実績がある。</p>	<p>①5 ②3 ③非選 定</p>

				③ ①②以外は選定しない。 ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。	
情報収集力	地域精進	過去10年間の北陸地方整備局、周辺での業務実績の有無	(様式-6) 平成17年度～26年度に完了した業務実績について、下記の順位で評価する。 ① 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く）における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県：新潟県、富山県、石川県）管内で公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した業務実績あり。 ③ 上記に該当しない場合は加点しない。 ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いをしない。	① 5 ② 3 ③ 0	
成績・表彰	専門技術力	過去4年間に担当した北陸地方整備局発注業務の業務成績 過去4年間の技術者表彰の有無	予定技術者が担当した北陸地方整備局発注（港湾空港関係事務に関するものを除く）の平成23年度～26年度に完成しTECRISに登録されている土木コンサルタント、測量及び地質調査の技術者成績評定の平均点を下記の順位で評価する。 ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 ① 80点以上 ② 79点以上80点未満 ③ 78点以上79点未満 ④ 77点以上78点未満 ⑤ 76点以上77点未満 ⑥ 75点以上76点未満 ⑦ 74点以上75点未満 ⑧ 73点以上74点未満 ⑨ 72点以上73点未満 ⑩ 71点以上72点未満 ⑪ 70点以上71点未満 ⑫ 69点以上70点未満 ⑬ 68点以上69点未満 ⑭ 67点以上68点未満 ⑮ 65点以上67点未満 ⑯ 60点以上65点未満 ⑰ 60点未満 なお、当該期間の北陸地方整備局発注業務の技術者成績を評価できない場合には加点しない。（様式-2、6） 北陸地方整備局発注（港湾空港関係事務に関するものを除く）の平成24年度～27年度（表彰年度）の建設コンサルタント業務の優良技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり	① 30 ② 28 ③ 26 ④ 24 ⑤ 22 ⑥ 20 ⑦ 18 ⑧ 16 ⑨ 14 ⑩ 12 ⑪ 10 ⑫ 8 ⑬ 6 ⑭ 4 ⑮ 2 ⑯ 0 ⑰ 非選定	

			② 事務所長表彰の実績あり	
専任性	手持ち業務金額及び 件数（特定後未契約 のものを含む）		<p>(様式-2)</p> <p>下記の項目に該当する場合は選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手持ち業務の契約金額が4億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。 <p>（手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。）</p> <p>なお、1,000万円を超えた場合は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行を適用する。</p>	—

3) 業務実施体制

評価項目	評価の着目点		評価の ウェイト
		判断基準	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	(様式-4、8) 下記項目に該当する場合には選定しない。 ・主たる部分が再委託予定となっている。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ・設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一つ分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	—

(4) 技術提案書の提出者の選定数

技術提案書の提出者は3～5者選定する。ただし、同評価の提出者が5者を越えて存在する場合にはこの限りではない。

7. 選定・非選定通知

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として3～5者程度選定する。ただし、同評価の提出者が5者を越えて存在する場合及び評価点が僅差の場合はこの限りではない。技術提案書の提出者として選定したものには、電子入札システムにより通知する。また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を同じく電子入札システムにより通知する。ただし、両通知とも、紙入札方式による参加希望者に対しては、書面をもって支出負担行為担当官から通知する。
- (2) 上記(1)の非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、電子入札システムにより支出負担行為担当官に対して非選定理由について説明を求めることができる。また、書面により通知を受けたものは、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）することにより、支出負担行為担当官に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含む。）以内に電子入札システムにより行う。ただし、書面により提出されたものに対しては、書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおりである。
受付場所：2. に同じ
受付日時：電子入札システムによる場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く9時00分から17時00分まで。紙入札方式による参加希望者は、9時00分から17時00分まで。

8. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討、および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

また、6. の資格要件を満たさない者の提出した技術提案書は無効とする。

(2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添－2（様式－1～8）に示されるとおりとする。なお文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・配置予定の管理技術者、担当技術者を記載する。・担当技術者は、実施する各分担業務ごとに代表技術者を1名ずつ最大8名まで記載する。ただし、設計共同体の場合は、構成員毎に最大8名までとする。・技術提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載すること。・記載様式は様式－2とする。
予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none">・配置予定の担当技術者について、経歴等を記載する。・「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成17年度～26年度に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）を対象とする。 ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。・記載する業務数は、配置予定の担当技術者それぞれ1件とする。・手持ち業務は平成27年7月23日現在、国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものも含めすべて記載する。・手持ち業務とは以下のものを指す。<ul style="list-style-type: none">○担当技術者：500万円以上の全ての業務。（全ての発注機関の全ての業種）但し、照査技術者として担当している業務については対象外とする。・プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 特定後未契約業務は、参考見積金額を契約金額に読み替えるものとする。・北陸地方整備局発注（港湾空港関係事務に関することを除く）の過去4年間の業務の優良技術者表彰について記載する。表彰実績を記載した場合は、必ず表彰状の写しを添付すること。なお、写しがないものは評価しない。 記載様式は、様式－3とし、技術者1名につきA4判1枚に記載する。
予定技術者の同種又は類似業務等の実績	<ul style="list-style-type: none">・様式－3に記載した、配置予定の担当技術者の「同種又は類似業務」等の実績について記載する。 ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。・記載する業務数は、技術者1名につき1件とする。・技術提案書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。・記載様式は様式－4とし、図面、写真等を引用する場合も含め、配置予定技術者1名につきA4判1枚に記載する。

<p>予定技術者の過去10年間の北陸地方整備局、周辺での業務実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の担当技術者の平成17年度～26年度の北陸地方整備局、周辺での業務実績（再委託による業務の実績は含まない）について記載する。 ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 北陸地方整備局、周辺での業務実績は、北陸地方整備局又は公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した業務とする。 記載様式については、様式－5とし、配置予定技術者1名につきA4判1枚に記載する。
<p>実施方針・実施フロー・工程表</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。 記載様式は様式－6とし、A4判1枚に記載する。
<p>評価テーマに対する技術提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本説明書の1.2)業務内容に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。 記載様式は様式－7とし、1テーマにつきA4判1枚に記載する。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本説明書に対する意見、仕様書（案）等に示される業務内容に対する代替案等があれば記載する。 記載様式は様式－8とし、A4判1枚以内に記載する。
<p>参考見積</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に係る参考見積を提出すること。 参考見積は、積算の際の参考および技術提案書を特定するための評価項目として用いる。 記載様式は特に定めないが、A4判1枚に記載する。 積算の参考とするため、特定者には再度見積もりを依頼する。

(4) 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、450万円～500万円（税込み）程度を想定している。

(5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(6) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

9. 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限

(1) 提出方法

電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）によること。これ以外の方法での提出は無効とする。

電子入札システムにより技術提案書を提出する場合は、配布された様式により以下のファイル形式で作成を行うものとする。

- ・Microsoft Office Word (Word2010形式以下のもの)

- ・Microsoft Office Excel (Excel2010形式以下のもの)
- ・Just System 一太郎 (一太郎Government6形式以下のもの)
- ・PDFファイル

複数の申請書類は、1つのファイルにまとめ、ファイル容量は3MB以内で作成すること。なお、圧縮することにより1つのファイルにまとめたものは、1つのファイルの提出(圧縮ファイルの中に複数のファイル及びファイル形式が混在していても良い。)として認める。ただし、圧縮ファイルの形式は、lzh形式のみを認める。

また、やむを得ず3MBを超える場合は、必要書類一式(電子入札システムとの分割は認めない)及び必要書類一式を保存したCD-ROM等を郵送(書留郵便等の配達の記事が残るものに限る。)により提出するものとし、電子入札システムにより次の内容を記載した書面のみを送信すること。

- 1) 郵送する旨の表示
- 2) 郵送する書類の目録
- 3) 郵送する書類のページ数
- 4) 発送年月日

技術提案書表紙の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので、不要である。ただし、紙入札方式による場合又は指定の容量を超えて郵送による場合は押印すること。

契約書などの印がついているものは、スキャナー等で読み込み、PDF、JPEG等のファイル形式に変換して提出するものとする。

プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。

なお、送信された技術提案書のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(2) 提出先

2. に同じ

(3) 提出期限

平成27年8月27日(木)17時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、郵送する場合は、平成27年8月27日(木)17時までに必着とする。

10. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウェイトは、以下のとおりである。

なお、設計共同体の場合は、構成する者のそれぞれの予定技術者の評価の平均により評価する。

1) 予定技術者の経験及び能力について

評価項目				評価の着目点		評価のウェイト	
				判断基準			
予定技術者の経験及	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	(様式-2)【参加表明書】 下記の順位で評価する。 ① 技術士資格(総合技術監理部門(建設)、建設部門)を有する。 ② R C C M、土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) ③ ①②以外は特定しない。	① 2 ② 1 ③ 非特定
						担当	(様式-3) 下記の順位で評価する。

び 能 力	技術者			① 技術士資格（総合技術監理部門（建設）、建設部門）を有する。 ② R C C M、土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ① ①②以外は加点しない。	② 1 ③ 0
	管理技術者	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	（様式－2、3）【参加表明書】 下記の順位で評価する。 ① 平成17年度～26年度に完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した同種業務の実績がある。 ② 平成17年度～26年度に完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は特定しない。 ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。	① 4 ② 2 ③ 非特定
	担当技術者			（様式－3①、4①） 下記の順位で評価する。 ① 平成17年度～26年度に完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した同種業務の実績がある。 ② 平成17年度～26年度に完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した類似業務の実績がある。 ③ 業務実績がない場合は加点しない。 ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。	① 4 ② 2 ③ 0
	管理技術者	情報収集力	地域精進	過去10年間の北陸地方整備局、周辺での業務実績の有無 （様式－2、6）【参加表明書】 平成17年度～26年度に完了した業務実績について、下記の順位で評価する。 ① 北陸地方整備局発注（港湾空港関係事務に関するものを除く）における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県：新潟県、富山県、石川県）管内で公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した業務実績あり。 ③ 上記に該当しない場合は加点しない。 ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いをしない。	① 4 ② 2 ③ 0
	担当技術者			過去10年間の北陸地方整備局、周辺での業務実績の有無 （様式－3、5） 平成17年度～26年度に完了した業務実績について、下記の順位で評価する。 ① 北陸地方整備局発注（港湾空港関係事務に関するものを除く）における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県：新潟県、富山県、石川県）管内で公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した業務実績あり。 ③ 上記に該当しない場合は加点しない。	① 4 ② 2 ③ 0

					<p>ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。</p> <p>なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。</p>	
成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去4年間の業務成績	<p>予定技術者が担当した北陸地方整備局発注（港湾空港関係事務に関するものを除く）の平成23年度～26年度に完成しTECRISに業務成績が登録された土木コンサルタント、測量及び地質調査の技術者成績評定の平均点を下記の順位で評価する。</p> <p>ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。</p> <p>① 80点以上</p> <p>② 79点以上80点未満</p> <p>③ 78点以上79点未満</p> <p>④ 77点以上78点未満</p> <p>⑤ 76点以上77点未満</p> <p>⑥ 75点以上76点未満</p> <p>⑦ 74点以上75点未満</p> <p>⑧ 73点以上74点未満</p> <p>⑨ 72点以上73点未満</p> <p>⑩ 71点以上72点未満</p> <p>⑪ 70点以上71点未満</p> <p>⑫ 69点以上70点未満</p> <p>⑬ 68点以上69点未満</p> <p>⑭ 67点以上68点未満</p> <p>⑮ 66点以上67点未満</p> <p>⑯ 65点以上66点未満</p> <p>⑰ 60点以上65点未満</p> <p>⑱ 平均評定点60点未満の場合は特定しない。</p> <p>なお、当該期間の北陸地方整備局発注業務の業務成績を評価できない場合には加点しない。</p>	<p>① 16</p> <p>② 15</p> <p>③ 14</p> <p>④ 13</p> <p>⑤ 12</p> <p>⑥ 11</p> <p>⑦ 10</p> <p>⑧ 9</p> <p>⑨ 8</p> <p>⑩ 7</p> <p>⑪ 6</p> <p>⑫ 5</p> <p>⑬ 4</p> <p>⑭ 3</p> <p>⑮ 2</p> <p>⑯ 1</p> <p>⑰ 0</p> <p>⑱ 非特定</p>
	担当技術者				<p>予定技術者が担当した北陸地方整備局発注（港湾空港関係事務に関するものを除く）の平成23年度～26年度に完成しTECRISに業務成績が登録された土木コンサルタント、測量及び地質調査の技術者成績評定の平均点を下記の順位で評価する。</p> <p>ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。</p> <p>① 80点以上</p> <p>② 78点以上80点未満</p> <p>③ 76点以上78点未満</p> <p>④ 74点以上76点未満</p> <p>⑤ 72点以上74点未満</p> <p>⑥ 70点以上72点未満</p> <p>⑦ 68点以上70点未満</p> <p>⑧ 65点以上68点未満</p> <p>⑨ 60点以上65点未満</p> <p>なお、当該期間の北陸地方整備局発注業務の業務成績を評価できない場合には加点しない。</p>	<p>① 8</p> <p>② 7</p> <p>③ 6</p> <p>④ 5</p> <p>⑤ 4</p> <p>⑥ 3</p> <p>⑦ 2</p> <p>⑧ 1</p> <p>⑨ 0</p>

管理技術者	過去4年間の技術者表彰の有無	(様式-2、6)【参加表明書】 北陸地方整備局発注（港湾空港関係事務に関することを除く）の平成24年度～27年度（表彰年度）の土木関係建設コンサルタント業務の優良技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり	① 4 ② 2
	担当技術者	(様式-3、5) 北陸地方整備局発注（港湾空港関係事務に関することを除く）の平成24年度～27年度（表彰年度）の土木関係建設コンサルタント業務の優良技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり	① 2 ② 1

2) 実施方針について

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト 書面 ヒアリング
		判断基準	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	1 0
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	1 0
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	1 0
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	1 0
地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。		1 0	

3) 評価テーマについて

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト 書面 ヒアリング	
		判断基準		
評価テーマに対する技術提案	全体	実施方針と評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	1 5	
	評価テーマ	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	1 5
			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	1 5
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	1 0
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	1 5	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	1 5	
		利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	1 5	

4) 参考見積りに関する確認

評価項目	評価の着眼点	評価のウェイト
		書面 ヒアリング
参考見積	業務コストの妥当性	業務規模と大き

(※) 担当技術者は最大8名まで記載できる。ただし、設計共同体の場合は、構成員毎に8名まで記載できる。

単体企業における担当技術者の評価は、業務実施体制（様式－2）で記載された担当技術者3名以上の時は登録順位の上位2名の平均、担当技術者2名の時は上位1名で評価する。

設計共同体における担当技術者の評価は、業務実施体制（様式－2）で記載された、担当技術者3名以上の時は登録順位の上位2名の平均、担当技術者2名の時は上位1名で、構成員毎に評価した後、それぞれの結果を平均してその値で評価する。

なお、業務実施体制（様式－2）で記載された、担当技術者3名以上の時は登録順位3位以降、担当技術者2名の時は2位の技術者については、技術提案書添付の（様式－3）①、（様式－4）①及び（様式－5）は提出不要とする。

1 1. ヒアリング

(1) 以下のとおりヒアリングを行う

- ① 実施場所：北陸地方整備局建政部 2階共通打合せ室
- ② 実施日時：平成27年9月1日（火）～平成26年9月2日（水）
- ③ ヒアリングの日時は協議の上、決定する。
- ④ 出席者：予定管理技術者（又は予定担当技術者）

入札参加者は、予定管理技術者の随行者として予定担当技術者又は技術提案書提出者と直接的雇用関係がある若手技術者をヒアリングに参加させたい場合は、その旨を書面により申し出、事前に同意を得るものとし、予定担当技術者1名又は若手技術者1名の出席を認めるものとする。

但し、ヒアリングに関する発言は、予定管理技術者が行うものとする。

また、予定管理技術者の代理として予定担当技術者が出席する場合は、その旨を書面により申し出、事前に同意を得るものとし、随行者の出席は認めない。

(2) ヒアリングの日時、留意事項等は別途通知する。

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) 事故、異常気象等のやむをえない理由以外にヒアリングを欠席した場合は、10.(1)の2)及び3)を加点しない。

1 2. 特定・非特定理由に関する事項

(1) 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。技術提案書を特定したものには、電子入札システムにより通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を同じく電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加希望者に対しては、書面をもって、支出負担行為担当官から通知する。

(2) 非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、電子入札システムにより支出負担行為担当官に対して非特定理由について説明

を求めることができる。また、書面により通知を受けたものは、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）することにより、支出負担行為担当官に対して非特定理由について説明を求めることができる。

・受付場所：2. と同じ。

・受付日時：電子入札システムによる場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く9時00分から17時00分まで。紙入札方式による参加希望者は、9時00分から17時00分まで。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含む。）に電子入札システムにより行う。ただし、書面により提出されたものに対しては、書面により行う。

1.3. 契約書作成の要否等

別冊契約書（案）により契約書を作成するものとする。

1.4. 支払条件

前払い金無し。

1.5. 苦情申し立てに関する事項

7. (3)又は12.(3)による回答に不服がある場合は、書面（指定書式）により苦情の申し立てをすることができます。ただし、前述の回答書を受理した日から起算して7日（休日を含まない）を過ぎた場合は申し立てできません。

苦情申し立てに関する回答は、第三者を構成員とする入札監視委員会を開催し、審議の報告を受けた後に回答いたします。苦情申し立ての様式は当整備局に備えてあります。

◎苦情申し立ての問い合わせ及び提出先

北陸地方整備局 主任監査官

〒950-8801

新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

電話（025）280-8880（代表）

受付期間：9：00～17：00（土・日曜日及び休日を除く）

1.6. 関連情報を入手するための照会窓口

2. に同じ

1.7. その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 6. (1) 2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

(3) 6. (3)の同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

(4) 提出期限までに参加表明書を提出しない者および技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。

- (5) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。
- ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
 - ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
 - ・白紙である場合
 - ・説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ・発注者名に誤りがある場合
 - ・発注案件名に誤りがある場合
 - ・提出業者名に誤りがある場合
 - ・その他未提出又は不備がある場合
- (7) 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (8) 特定されなかった場合、電子入札システムにより技術提案書を提出した場合には電子入札システムから技術提案書を削除することとし、紙入札方式により提出した場合には廃棄するものとするが、返却を希望する場合はその旨を技術提案書記載すること。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとし、特定された技術提案書を公開する場合には事前に提出者の同意を得るものとする。
- (9) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (10) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (11) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。
- (12) 特記仕様書に反映された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を3点減ずる等の措置を行う。
- (13) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (14) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から17時00分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
- (15) システム操作上の手引き書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。
- 「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- (16) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ① システム操作・接続確認等の問い合わせ先
 - ・電入札施設管理センターヘルプデスク TEL 03-3505-0514
 - ・電入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>
 - ② ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

- ・ I Cカードの不具合等発生時は、各民間認証局（コアシステム対応認証局）に直接問い合わせるものとする。

コアシステム認証局は、電子入札施設管理センターホームページ（新システム対応電子認証局）でも公開している。

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は北陸地方整備局 総務部 契約課 専門員 TEL 025-280-8880 へ連絡すること。

- (17) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知書及び受付票等を送受信にて発行するので、必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。

- ・ 参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 参加表明書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
- ・ 選定（非選定）通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
- ・ 技術提案書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 技術提案書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 特定（非特定）通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 辞退届受付票
- ・ 保留通知書
- ・ 日時変更通知書
- ・ 取止め通知書

- (18) 北陸地方整備局発注の当該業種の他の業務において、品質確保対策の適用業務となった場合、特記仕様書に定める品質確保対策計画書の提出期限日から全ての実施を明らかにした品質確保対策計画書が提出されるまでの間、本業務に参加できないものとする。

- (19) 「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号）、
「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）
及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第361号）に基づく業務成績以外は評価の対象としない。

北陸地方における地方都市再生に向けた整備等に関する調査業務 特記仕様書（案）

第1章 総則

第1条 適用

この特記仕様書は、北陸地方整備局設計及び解析業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という）第1102条17でいう特記仕様書で、北陸地方における地方都市再生に向けた整備等に関する調査業務（以下「本業務」という）に適用する。

第2条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から平成28年3月14日までとする。

第3条 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書第1107条第3項における技術士に該当する部門又は下記の業務経験を有するものとする。

1. 技術士資格（総合技術監理部門—建設）
2. 技術士資格（建設部門）
3. RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
4. 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

第4条 再委託

1. 再委託に係る軽微な部分の範囲

契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、共通仕様書第1128条第2項に規定する部分の他、速記録の作成、トレース、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力とする。

2. 再委託承諾申請書の提出

受託者は、契約書第7条第3項又は共通仕様書第1128条第3項に該当し、発注者の承諾が必要となる再委託の場合は、あらかじめ、「再委託(変更)承諾申請書(別紙-1)」に「履行体制に関する書面(別紙-2)」を添付して提出するものとする。

また、発注者が再委託を承諾した場合は、業務計画書に「履行体制に関する書面」を添付し提出するものとする。

なお、受注者が再委託を変更する場合及び再委託の相手方が再々委託を行う場合も同様な手続きを行うものとする。

第5条 履行期間中の手持ち業務量

本業務の履行期間中は、主任技術者の手持ち業務量(契約金額が500万円以上の業務)が契約金額で4億円、件数で10件(予定価格が1,000万円を超える業務について、平成27年7月23日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあある場合には、契約金額で2億円、件数で5件)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を書面(様式は自由)で報告しなければならない。

その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該主任技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ①当該主任技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ②当該主任技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③当該主任技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- ④手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者等の手持ち業務量の制限を超えない者

第6条 TECRISへの登録

受注者は、共通仕様書第1109条第3項で規定される手続きを実施しなければならない。

第7条 技術提案の履行確保

業務計画書を作成にあたっては、提出した技術提案内容に基づき作成し、業務計画書提出時の打合せ協議において、履行を義務づける技術提案内容を特定することとする。

第8条 個人情報の取扱い

受注者は、本業務の実施にあたって、別紙-3に定める「個人情報の取扱いに関する特記事項」を履行しなければならない。

第9条 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時1回、業務完了時の3回を予定している。

なお、業務着手時及び業務完了時は、管理技術者が立ち会うものとし、打合せの記録・整理は請負者が行い提出するものとする。

第2章 業務内容

第10条 業務の目的

持続可能な都市として維持・継続していくためにコンパクトシティの構築が求められて久しい。人口減少・高齢化が進み、人口構成を大きく変えていく局面に突入している北陸地方においては、すでに中心市街地において主要な商業機能の撤退等が見受けられ、持続可能な都市へと再構築していくことが喫緊の課題となっている。

北陸地方の都市の顔たる中心市街地は、今後の限られた人口・投資を踏まえると、旺盛な床需要を前提とした再開発事業は成立しない。

さらには、老朽化した既存ストックが多々現存する構造的課題や、市町村合併等により膨らんだ公的資産の活用などの複合的な視点で捉える必要がある。以上のことから、都市の再構築にあたっては、極めて戦略的な取り組みを進めるべきである。

そこで、本業務は、北陸地方における地方都市再生に関する調査・分析をした上で、北陸地方にふさわしい整備のあり方を検討し、地方公共団体が取り組む地方都市再生に役立てることを目的とする。

第11条 業務の内容

- (1) 北陸地方におけるまちなか居住に向けた整備等のあり方検討
地方都市再生の主要な観点のひとつである「まちなか居住」について、北陸地方の住民のまちなか居住に関する需要を調査し分析する。また、大手及び地元民間事業者によるまちなか居住に関する事業の意欲を調査し分析する。また、両調査結果をもとに市場ニーズを反映したまちなか居住に向けた整備等のあり方を具体的に検討する。
- (2) 都市再生に向けた整備、市民団体などの取り組み事例等調査
地方都市再生の主要な観点のひとつである「まちなか居住」について、施設等の拠点整備に限らず、面的な整備の実態と、拠点やエリアで活動する市民団体等の取り組みを調査する。調査結果をもとに、まちなか居住に向けた整備等と市民団体等の活動の関わり方を具体的に検討する。
- (3) 北陸発まちなか居住推進協議会の運営補助
 - ①主な業務
協議会の開催補助（H26 年度実績：会場準備・撤収、資料印刷、PC 等備品の手配、議事録作成等）
 - ②協議会の目的
既成市街地再編にあたっての主要な観点のひとつである「まちなか居住」をキーワードとして、これに係る制度等の整理と推進方策の提案を行う（昨年度からの継続であり、本業務の対象は運営補助）。
 - ③協議会の開催規模
 - ・有識者、地方公共団体、都市再生機構等委員10名程度、委員外出席者10名程度（人選は本業務の対象外）
 - ・H27年度内に3回程度を予定（うち2回を当業務の対象とする）
- (4) (1)、(2)を踏まえた北陸地方における地方都市再生のための総合的な支援策の手引き「北陸発まちなか再生のすすめ」の改訂
平成26年度に作成した北陸地方におけるまちなか再生に関する事例や制度等をまとめた「まちなか再生のすすめ」の改訂作業を行う。また、新たな項目として(1)、(2)を踏まえた調査結果を掲載するとともに、掲載済みの事例等についても時点修正（追跡調査・新規追加調査）を行う。
※「平成27年3月版まちなか再生のすすめ」の概要：総頁数176頁、事例部80頁、制度部30頁、その他参考資料等66頁
- (5) 報告書の作成
成果報告書及び概要版の作成を行う。

第12条 電子納品、成果品の提出

本業務は、電子納品対象業務とする。

成果品の提出の際には、電子納品チェックシステム（国土技術政策総合研究所）によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出すること。

「要領」で特に記載の無い項目については、原則として、成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。「紙」による報告書の提出は、調査職員と

協議のうえ、決定する。

第3章 その他

第13条 疑義その他

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、その都度、調査職員と協議のうえ実施するものとする。

提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

以 上

再委託（変更）承諾申請書

平成 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官
殿

受注者
住所
名称

〇〇業務委託契約（契約金額 金〇〇円、税込み）に関して、下記のとおり業務の一部を再委託いたしたく、契約書第7条第3項に基づき申請するので、手続き方お願いします。

記

1. 再委託予定者の住所、名称、氏名
2. 再委託する業務の内容（具体的に記載すること）
3. 再委託する業務の契約金額（予定）
4. 再委託する必要性及び再委託予定者を選定した理由
5. 再委託に係る履行体制に関する書面（別紙）
6. その他発注者が必要と認める書類

再委託（変更）承諾書

平成 年 月 日

受注者氏名 _____ 殿

申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

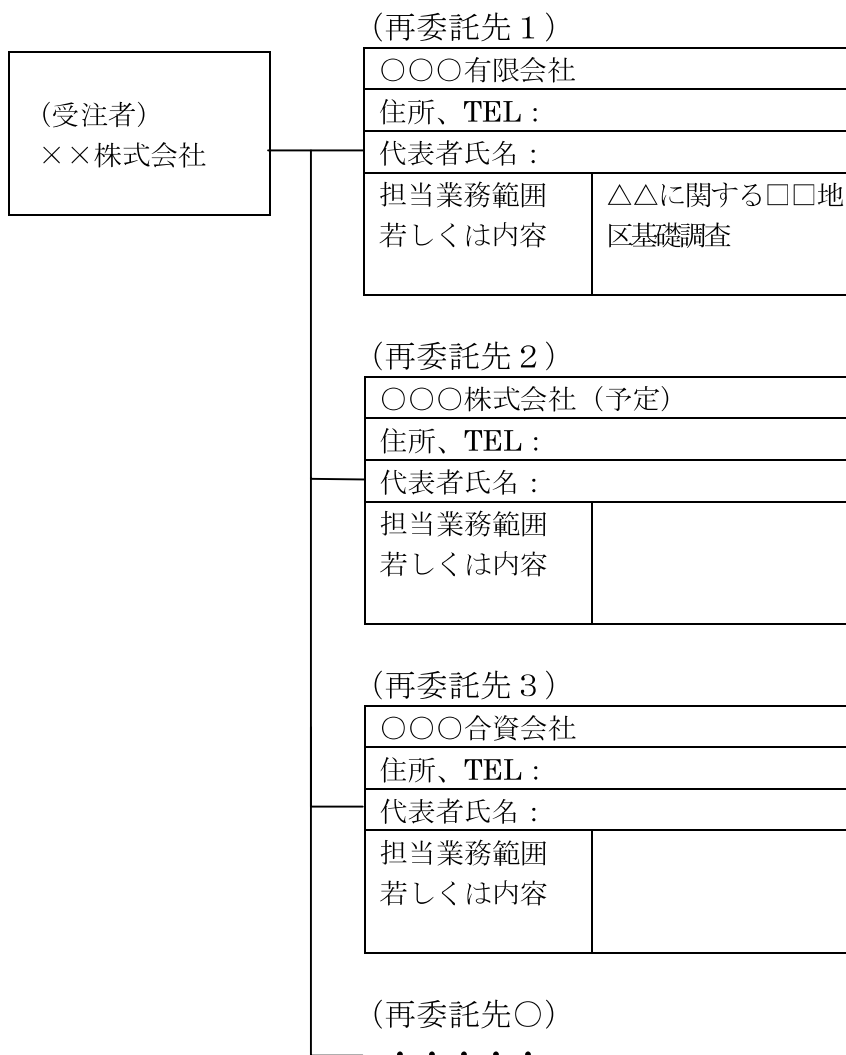
- ①受注者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ②受注者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③受注者は、発注者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

(分任) 支出負担行為担当官 ○ ○ ○ ○ 印

履行体制に関する書面

平成 年 月 日

(受注者)
住 所
氏 名



(備 考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ①再委託の相手方の氏名 (若しくは代表者氏名)
- ②再委託の相手方の住所
- ③再委託を行う業務の範囲 (若しくは内容)

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者（測量業務、地質調査業務にあつては請負者。以下「受注者等」という。）は、本業務の実施に当たって取り扱うこととなる個人情報については、個人の権利利益を保護するため、適正に取り扱わなければならない。

(用語の定義)

第2条 本特記事項において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報（死亡した個人に関する情報であっても、その情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合も含む。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、本業務の実施に当たって取り扱うこととなるものをいう。

2 本特記事項において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

3 本特記事項において「媒体」とは、書面、端末機器、サーバーに内蔵されているものその他個人情報が記録されている全てのものをいう。

(取得及び貸与)

第3条 受注者等は、本業務を実施するために、取得する個人情報については、本業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により取得しなければならない。

2 受注者等は、本業務の実施に当たって、本人から個人情報を取得するときは、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

3 調査職員（測量業務、地質調査業務にあつては監督職員。以下「調査職員等」という。）は、保有する個人情報のうち、本業務を実施するために必要な個人情報については、受注者に貸与するものとする。

(秘密保持等)

第4条 受注者等は、前条により取得した個人情報及び調査職員等から貸与を受けた個人情報（以下「取得個人情報等」という。）を秘密に保持し、調査職員等の指示又は承諾がある場合を除き、本人又は第三者に提供又は開示してはならない。契約が終了（解除の場合を含む。）した後においても同様とする。

(目的外使用の禁止)

第5条 受注者等は、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的にも使用してはならない。契約が終了（解除の場合を含む。）した後においても同様とする。

(複製等の禁止)

第6条 受注者等は、取得個人情報等の複製、送信、外部への送付又は持ち出しを行ってはならない。

2 前項の規定は、本業務の実施に必要な最小限の範囲で、調査職員等の指示又は承諾がある場合はこの限りではない。

(管理体制等)

第7条 受注者等は、取得個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他適切な管理のため、アクセス制限の設定、取得個人情報等が記録されている媒体へのアクセス記録簿の作成による管理、その他必要な措置を講ずるものとする。

2 受注者等は、本業務の実施に関する取得個人情報等の取扱いについて、適切な管理を行う能力を有すると認められる管理責任者を定めるとともに、本業務に従事する者に対し、取得個人情報等の取扱いに

関して必要な事項を周知しなければならない。

- 3 受注者等は、契約締結の日から14日以内に、本業務の実施に関する取得個人情報等の取扱いについて、前項に規定する管理責任者、管理体制、管理状況の確認体制、取得個人情報等が記録された媒体の保有期間及び消去又は廃棄の方法について、別記様式により個人情報に関する管理体制報告書を作成し、主任調査員（測量業務、地質調査業務にあつては主任監督員）に提出しなければならない。
- 4 調査職員等は、前項の管理体制報告書が取得個人情報等の適切な管理のために不十分であると認めるときは、受注者等に対し、その改善を求めることができる。
- 5 調査職員等は、受注者等の取得個人情報等の管理状況について、必要に応じて報告を求め、又は調査職員等が立会のうえ確認することができる。

（返還及び廃棄）

第8条 受注者等は、本業務の実施のために調査職員等から貸与された個人情報が記録された媒体を、本業務完了後直ちに返還するものとする。

- 2 受注者等は、本業務実施のために取得又は作成した個人情報については、前条第3項の規定に基づいた管理体制報告書に記載された保有期間経過後直ちに、復元又は判読が不可能な方法により、責任をもって消去し、又は当該個人情報が記録された媒体を廃棄するものとする。

（下請負等の条件）

第9条 受注者等は、本業務を第三者に請け負わせようとするときは、本特記事項と同様に個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を選定するとともに、下請負先における個人情報の適正な取扱いを確保させなければならない。

- 2 本業務を第三者に請け負わせる場合においても、受注者等は本特記事項に基づく義務を免れるものではない。

（漏えい等の事案の発生時における対応）

第10条 受注者等は、取得個人情報等の漏えい、滅失又はき損等の事案が発生したときは、速やかに調査職員等に報告し、指示を受けなければならない。契約が終了（解除の場合を含む。）した後においても同様とする。

数量総括表

業務名 北陸地方における地方都市再生に向けた整備等に関する調査業務（
数量総括表（案））

建政部 都市・住宅整備課

数量総括表

業務名	北陸地方における地方都市再生に向けた整備等に関する調査業務（数量総括表（案））				業種 項目	設計業務 都市開発事業調査
	項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)		
都市開発事業調査			式		1	
北陸地方における地方都市再生に向けた整備等に関する調査業務			式		1	
北陸地方における地方都市再生に向けた整備等に関する調査業務			式		1	
都市再生に向けた整備事例、市民団体などの取り組み事例等調査			式		1	
北陸発まちなかなか居住推進協議会の運営補助			式		1	
北陸地方における地方都市再生のための総合的な支援策の手引き「北			式		1	
報告書の作成			式		1	
共通			式		1	
共通（調査・計画業務）			式		1	
打合せ等			式		1	
打合せ			式		1	

数量総括表

業務名	北陸地方における地方都市再生に向けた整備等に関する調査業務（数量総括表（案））						設計業務 直接経費
	項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	業種 項目 数量増減	
直接経費			式		1		
直接経費			式		1		
旅費交通費			式		1		
旅費交通費			式		1		
電子成果品作成費			式		1		
電子成果品作成費			式		1		
直接原価（その他原価除く）			式		1		
その他原価			式		1		
一般管理費等			式		1		
業務価格			式		1		
消費税相当額			式		1		

数量総括表

業務名	北陸地方における地方都市再生に向けた整備等に関する調査業務（数量総括表（案））				業種 項目	設計業務 業務委託料	概要
	項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)			
業務委託料			式		1		